

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年4月4日(2013.4.4)

【公開番号】特開2011-167351(P2011-167351A)

【公開日】平成23年9月1日(2011.9.1)

【年通号数】公開・登録公報2011-035

【出願番号】特願2010-33912(P2010-33912)

【国際特許分類】

A 6 1 B 6/03 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 6/03 3 2 1 D

【手続補正書】

【提出日】平成25年2月13日(2013.2.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

X線管と、前記X線管を搭載して回転する回転部と、前記回転部を回転可能に支持するフレームと、前記回転部に連結された大ブーリと、小ブーリと、前記大ブーリと小ブーリに巻回された駆動ベルトとを有し、

前記フレームは開口を有し、前記大ブーリは、前記フレームの開口内に配置され、

前記フレームは、内部に空間を有する構造であり、前記小ブーリは、前記フレームの内部空間に配置され、

前記駆動ベルトは、前記フレームと前記大ブーリで囲まれた空間に配置されていることを特徴とするX線CT装置。

【請求項2】

請求項1に記載のX線CT装置において、前記大ブーリの回転軸方向の厚さは、前記フレームの前記回転軸方向の厚さと同等以下であり、前記大ブーリは、前記フレームの前記開口内の空間から回転軸方向に突出していないことを特徴とするX線CT装置。

【請求項3】

請求項1または2に記載のX線CT装置において、前記フレームは、前記開口の縁にリング状部材を有し、前記リング状部材の一部は切り欠きが設けられ、前記大ブーリと前記小ブーリとの間の駆動ベルトは、前記切り欠きから前記フレームの内部空間に引き込まれていることを特徴とするX線CT装置。

【請求項4】

請求項1ないし3のいずれか1項に記載のX線CT装置において、前記フレームは、前記回転部よりも径方向に外側に張り出した部分を有し、

前記小ブーリは、前記張り出した部分の内部空間に配置され、

前記フレームの前記張り出した部分の外側には、前記小ブーリを回転させるモータが固定されていることを特徴とするX線CT装置。

【請求項5】

請求項4に記載のX線CT装置において、前記モータは、前記フレームから前記回転部の外側に向かって突出していることを特徴とするX線CT装置。